

京都市職員服装規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第129号

京都市職員服装規則の一部を改正する規則

京都市職員服装規則の一部を次のように改正する。

第9条中「職種」を「職務」に改める。

第10条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第11条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「貸与期間が満了している」を「き損して使用できなくなった」に改め、同条第1号中「同一被服」を「同一の被服」に、「職種に転じた」を「職務に従事することとなった」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とする。

第12条第1項中「総務局長」を「行財政局組織・人事担当局長（以下「組織・人事担当局長」という。）」に改め、同条第2項中「総務局長」を「組織・人事担当局長」に改める。

第13条第2項に次のただし書を加える。

ただし、被貸与者の負担としないことについて、組織・人事担当局長が適当であると認めたときは、この限りでない。

第16条中「総務局長」を「組織・人事担当局長」に改める。

第17条中「総務局人事部」を「行財政局人事部」に改める。

第18条中「総務局長」を「組織・人事担当局長」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)